

法人向けインターネットバンキングにおける不正払戻し被害補償について

株式会社北陸銀行

当行では全国銀行協会により公表された申し合わせ「法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方について」に基づき、法人のお客さま（個人事業主も含む）がインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、当該被害について補償を実施いたします。

なお、当行の都合により、当行の定める方法（ホームページへの掲載等）でお客さまに周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。

<補償の概要>

対象となるお客さま	「ビジネス I B」または「ほっと君 Web Jr.」をご契約いただいているお客さま
補償開始日	平成 27 年 2 月 9 日(月)より
補償の限度額	1 事象あたりの補償限度額 3, 000 万円
補償対象期間	平成 27 年 2 月 9 日以降のお取引について、不正払戻しが発生した日から 30 日以内に当行に届出いただいた被害に限ります。
補償を受けるための要件	本補償の適用を受けるためには、次に定めるセキュリティ対策を講じる必要があります 「お客さまに実施いただくセキュリティ対策」 (1) ウィルス対策ソフトを導入し、かつ当該ソフトの定義ファイルを最新の状態にすること。 (2) メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等を使用しないこと。 (3) 基本ソフト（OS）やブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新していること。 (4) ビジネス I B 等のサービスにおける各種パスワードを定期的に変更していること。 (5) ビジネス I B 等のサービスの 1 日あたりの振込限度額は、日頃の取引金額を考慮し、必要以上に過大に設定しないこと。 (6) 正規の手順以外での電子証明書の利用（目的外利用）をしないこと。
補償の対象とならない主な損害	下記の一に該当する場合は、補償の全部または一部を行わないことがあります。 (1) 「お客さまに実施いただくセキュリティ対策」が実施されていなかった場合 (2) お客さまの故意または過失もしくは法令違反による損害の場合 (3) 警察に被害届を出していない場合 (4) 当行または警察等による被害調査にご協力いただけない場合 (5) 不正払戻しが発生した日から 30 日以内に当行に届出がなかった場合 (6) 戦争地震などによる著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合 (7) お客さまの故意または過失によって、本サービスの不正使用防止措置の効力を弱める行為があった場合 (8) お客さまが反社会的勢力に該当する場合
不正払戻しの被害に遭われた場合	不正払戻しの被害に遭われた場合は、速やかにお客さまのお取引店またはヘルプデスクまでご連絡ください。

以上